

第2期御嵩町子ども子育て支援事業計画について

1. 業務の目的

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされている。

現在、御嵩町では平成27年度からの5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画のもとに、各事業を展開しているところであるが、今後、事業計画が平成31年度に終了し、平成32年度を始期とする子ども・子育て支援事業計画を策定する必要があることから、平成30～31年度の2年間にわたって計画策定するものである。

2. 策定期間

平成30年度から平成31年度まで

3. 業務内容

(1) 平成30年度

ニーズ調査（アンケートの実施）、現状の分析と課題の整理 など

○ 調査対象者

- ① 未就学児童の保護者 約800票
- ② 小学生児童の保護者 約900票

○ 調査方法

郵送配布・郵送回収

(2) 平成31年度

目標量の設定、団体ヒヤリング調査、事業計画の策定など

- ・ ニーズ調査の調査結果をもとに、各種事業の需要量の見込みの推計
- ・ 各種事業の目標量を設定
- ・ 子育て関連の各種関係団体・関係各課に調査の実施
- ・ 子ども・子育て支援事業計画の計画書及び概要版の作成

※随時、御嵩町子ども・子育て会議で審議させていただく予定です。